



- 情報
- 紹介
- チーム
- 業務内容
- 公益事業
- アクセス

英文 中文

トピックス

2020年10月

- 1、北京三友設立三十四周年記念日を迎えた
- 2、北京三友の総経理党晓林氏は、AIPPIオンライン会議の特別フォーラムに出席し、中国における知的財産権権利擁護の最新動向について講演
- 3、《特許審査指南改正案（第一次意見募集稿）》公布、意見募集開始
- 4、《2019年度中国知的財産権の発展状況に関する評価報告書》公布

1、北京三友設立三十四周年記念日を迎えた

10月8日は北京三友が知財事務所として設立三十四周年の記念日であり、北京三友の金融街本部及び各地支部、支社、現地事務所では、バスデー・ケーキが用意され、北京三友の誕生日のお祝い活動が行われた。

北京三友は、風雨に打たれながらも、時の流れとともにより力強い事務所に発展してきた。ここで、長年ご協力頂いた皆様に深く感謝の意を申し上げます。





写真中の文字：三友三十四周年、おめでとう！

2、北京三友の総経理党曉林氏は、AIPPIオンライン会議特別フォーラムに出席し、中国における知的財産権権利擁護の最新動向について講演

国際知的財産保護協会（AIPPI）による2020年度のオンライン会議特別フォーラム（China Court Session）は、10月9日、北京時間夜八時に開催された。会議のテーマはChinese courts:a close-up look at IP enforcementである。

北京三友の総経理党晓林弁護士は講演する特別ゲストとして今回のフォーラムに出席した。今回の特別フォーラムの演説陣には中国最高人民法院民三庭裁判官の佟姝女士及びドイツ弁護士のRalph Nack氏が含まれ、フォーラムの司会者はAIPPIの元会長の馬浩氏であった。



党晓林弁護士はデータを開示して、世界各国の視聴者に対し、中国における知的財産訴訟の勝訴率が高く、審理速度がスピーディーであり、権利侵害賠償額が絶えず高まっている現状を示したあと、自分自身が経験した案件の経験に基づいて、視聴者に役立つコメントを提供した。特別ゲストの方々には中国における知的財産権の権利擁護の現状について賞賛を与えた。

3、《特許審査指南改正案（第一次意見募集稿）》

公布、意見募集開始

近頃、《特許審査指南改正案（第一次意見募集稿）》（以下、「第一次意見募集稿」と略す）及びその説明が公布され、社会各業界に向けて意見の募集が開始されている。

一、改正の背景

2020年5月、国家知的財産権局は《特許審査指南》（以下、「指南」という）の全面的改正作業を開始した。

《特許審査指南改正案（第一次意見募集稿）》の内容は、主に《指南》第二部分第十章に係っている。

二、主な改正内容

（一）実験データの補充提出に関する改正（第二部分第十章第3.5節）

今回の改正は、2017年の《国家知的財産権局による<特許審査指南>の改正に関する決定》（国家知的財産権局令第74号）の関連改正内容の基で、新たに一つの節を追加し、典型判例を通じて医薬品に係わる特許出願の実験データの補充提出問題についてさらに規範化させている。

第3.5.2節「医薬品に係わる特許出願の実験データの補充提出」を追加し、それぞれ、明細書の十分な開示及び進歩性審査における実験データの補充提出に係わる典型的状況に係わる二つの審査例を与えている。

二つの具体的判例によって、審査において出願日の後に提出された効果実験データについての審査基準をさらに明確にし、出願書類で開示された内容及び従来技術の状況をいかに総合的に考慮するかや、当事者の角度に立ってその証明しようとしている技術効果が特許出願の開示内容から得られるかを判断することを規範化させている。

（二）組成物請求項のその他の限定に関する改正（第二部分第十章第4.2.3節）

現行《指南》では、「明細書では組成物の一種の機能または用途しか開示されていない場合、機能限定型または用途限定型に記載すべきである」と規定されているが、今回の改正では、機能限定または用途限定を必要とするか否かは具体的な状況と結び付けて具体的に分析すべきことを明確にし、出願人の正当な権利擁護に有利にするために、「…すべき」を「通常、…必要である」に調整した。

（三）化合物の新規性に関する改正（第二部分第十章第5.1節）

今回の改正は、「言及即ち公開」と「新規性を具備しないと推定」という両者間の関係及び境界線を明瞭にし、それに関連する挙証責任を明確にしている。

第5.1節(1)一段落目で言及された「言及即ち公開」の状況について、改正案は構成の情報に関わる内容のみを残し、情報披露の程度が「当業者に特許請求する化合物が既に開示されたと思わせる」程度に達することを要件とし、「推定」という二文字を削除して二種の状況を明らかに区別させるという目的を達成しようとしている。

第5.1節(1)二段落目及び三段落目の箇所という「新規性を具備しないと推定する」状況について、第一に、「例えば」を削除することにより、「新規性を具備しないと推定する」という状況を「言及即ち公開」との状況の例示として現せないようにする；第二に、パラメータや製成方法などの要素を併せ、「効果実験データ」を増やし、これらの要素を総合的に考慮すべきであり、かつ、考慮の結果としては、当業者が請求項の化合物と引例の化合物とが実質的に同一していると推定する理由を持つ程度に達する場合に限り、始めて挙証責任が出願人に移転されることを提示している；第三に、「実質的に同一していると推定する理由がある」という表現により、審査官が推定の合理性及び拒絶理由の理由説明が充分であることに注目すべきことを強調する；第四に、但し書き部分を「出願人が構成には確かに差異があることを証明する証拠を提供できる場合を除く」に改正して、この種の推定の挙証要件を満たせる。

(四) 化合物の進歩性に関する改正(第二部分第十章第6.1節)

現行《指南》では、化合物の進歩性審査に関する規定は比較的絶対的なものであり、化合物の技術効果が予想できることに過度に注目しており、化合物そのものが非自明なものであるか否かの審査を無視していることにより、進歩性審査結論の正確性に影響を与える可能性がある。今回の改正は産業上の訴求に応え、化合物の進歩性審査の基準を完備させている。主な改正内容は以下の通りである。

1.三ステップ法による化合物の進歩性判断の指導作用を明確にする

今回の改正では、第6.1節の一段落目において、「三ステップ法」の要件に従い、化合物の進歩性判断の思想を正確化、条理化にし、審査官に対して、進歩性判断をする前に、まず発明を理解し、従来技術を把握し、構成の改良と用途及び/または効果との関係を把握し、発明の実際に解決する技術課題を確定し、当業者の角度に立つ上で、従来技術には対応する技術啓示があるか否かを判断し、さらに正確な進歩性審査の結論を得るための指導を与えることを主旨とする。

今回の改正では、さらに、当業者が従来技術の基で、単に論理に沿う分析や推理または回数の限られた試験を通じるだけで、構成の改良を行い、特許請求する化合物を得られるならば、従来技術には技術的啓示が存在すると考えてよいことを明確にしている。

2.「予想外の技術効果」の位置付けを明確にする

今回の改正では、「予想外の技術効果」を《指南》第四章の対応規定の本意に戻し、それと「三ステップ法」との間の内在的論理的関連性を突出するようにしている。

3.従来の化合物の進歩性判断の例示を改正するとともに新しい例示を補充する

今回の改正では、第6.1節(1)-(3)の後ろに、第6.1節(4)「化合物の進歩性判断の例示」を設け、5つの判例を通じて化合物の進歩性判断の思想を説明し、「三ステップ法」の評判論理に基づいて化合物の進歩性審査を指導することを重点とする。化学分野の特徴と結び付け、構成の改良と用途及び/または効果との関係の把握は、従来技術における啓示の有無を正確に判断するための前提及び基礎であることを強調する。

その中で、【例1】-【例3】は、「三ステップ法」の精神と思想との一致性を確保するために、《指南》の既存判例の基に書き換えられたものである。

新たに追加された【例4】と【例3】とは鮮明な対照を構成している。二つの判例は何れも典型的電子の配列置換を利用した構成の改良に係わるものであるが、両者の進歩性評判の結論が完全に相反したものである。化合物の進歩性判断において、構成の改良と発明効果及び/または作用との関係を把握することは、正確な審査結論を得る前提であることを目立つようにしている。

新たに追加された【例5】は、一般式化合物及びその中の一つの具体的化合物の進歩性判断の過程に係わる。該判例は、請求項の保護範囲が異なるならば、最も近い従来技術に対する構成の差異が異なり、そのような構成の改良に基づく用途及び/または効果もそれに伴って異なるようになる可能性があり、ひいては、異なる進歩性審査の結論を得ることになるという説明をすることを主旨とする。

(五) 生体材料寄託企業に関する改正(第二部分第十章第9.2.1節(4))

《ブダペスト条約に基づく微生物寄託の指南》(2017年3月)に基づき、中国においてブダペスト条約に承認された生体材料サンプルの国際的寄託企業には、広州にある広東省微生物菌種寄託センター(GDMCC)が新たに追加された。これに基づき適応性のある改正が行われる。

(六) モノクローナル抗体の請求項作成に関する改正(第二部分第十章第9.3.1.7節)

モノクローナル抗体の配列測定技術の成熟化及びその普及に伴い、モノクローナル抗体の構成情報の取得はより容易になった。現在、モノクローナル抗体の請求項では、主に配列構造でモノクローナル抗体の特徴を表している。今回の改正では、「ハイブリドーマ限定」方式の前に「構造的特徴限定」方式を追加し、かつ例を挙げて説明を行った。

(七) バイオ技術分野の発明の進歩性に関する改正(第二部分第十章第9.4.2節)

「予想外の技術効果」の絶対的すぎる表現方式を訂正し、バイオ技術分野の発明の進歩性審査の基本原則及び方式を明確にし、第9.4.2節の各保護主題の進歩性審査の思想を規範化させている。これは、「三ステップ法」の審査思想を表しながら、技術主題を豊かにし、科学技術の進歩に適應し、産業上の訴求に応え、技術の創出及び発展のために手助けをしている。主な改正内容は以下の通りである。

1.「遺伝子」「組み換え担体」「転化体」「モノクローナル抗体」における具体的状況の進歩性評判基準を完備させること(第9.4.2.1節)

「遺伝子」の主題において、構造遺伝子の進歩性判断の一般的基準を追加し、進歩性を具備する状況を提示し、「三ステップ法」の構造遺伝子の進歩性評判における適用方式を表している。それとともに、既存の「あるたんぱく質のアミノ酸配列は既知のものである」及び「あるたんぱく質が既知であるが、そ

の amino 酸配列は未知のものである」という二種の状況の中で、進歩性を具備する規定の記載が完全に一致しており、かつこの二種の状況の間には論理上の関連性があるため、それらを合併して記載することにより、言語が精練で、論理が一環しているものにした。

「組み換え担体」の主題において、担体及び/または組み入れられた遺伝子構造の改良について得られた組み換え担体が進歩性を具備する状況を追加し、「三ステップ法」の組み換え担体の進歩性評判における適用方式を表している。

「転化体」の主題において、既知の宿主及び/または組み入れられた遺伝子構造の改良について得られた転化体が進歩性を具備する状況を追加し、「三ステップ法」の転化体の進歩性評判における適用方式を表している。

「モノクローナル抗体」の主題において、構造的特徴で限定されるモノクローナル抗体の進歩性判断の例示を追加し、機能及び用途を決める肝心となる配列構造の構成差異を重んじて注目することを強調している。それとともに、既知の抗原で限定されるモノクローナル抗体及びハイブリドーマにより特徴を表すモノクローナル抗体の関連規定について明瞭化した改正を行い、「予想外の技術効果」のこの種の発明の進歩性評判における適用状況を明確にしている。

2. 「ポリペプチドまたはたんぱく質」主題における具体的状況の進歩性評判の基準を補充すること

「遺伝子」主題の後ろに、「ポリペプチドまたはたんぱく質」主題を追加した。該主題は、審査実務の中で関連する判例が多く、かつそれなりの技術的特徴を有している。ここで、ポリペプチドまたはたんぱく質の進歩性判断の一般的基準を規定し、進歩性を具備する状況を提示し、「三ステップ法」のポリペプチドまたはたんぱく質の進歩性評判における適用方式を表している。

4、《2019年度中国知的財産権の発展状況に関する評価報告書》公布

9月14日に、国家知的財産権局知的財産権発展研究センターは《2019年度における中国知的財産権の発展状況に関する評価報告書》を公布した。

《報告》は、2010年から2019年にかけて、中国における知的財産権の総合発展指数は逐次に279.2（2010年は100）まで上昇し、年平均12.1%増加し、総合的発展の成果が著しいことを示している。

2010年から2019年にかけて、中国における知的財産権の創出指数、運用指数、保護指数、環境指数はそれぞれ、270.5、234.0、314.8、297.4まで増加され、年平均増長率は順次11.7%、9.9%、13.6%、12.9%である。地域別発展状況からみれば、2019年における知的財産権の総合発展指数がトップ6位にある地域はそれぞれ、広東、上海、江蘇、北京、浙江、山東であることがわかる。

また、《報告》はさらに、経済協力開発機構（OECD）及びbrics諸国を含む40ヶ国における知的財産権の発展状況を比較した。評価データによれば、2014年から2018年にかけて、40個の評価サンプルとされた国の中で、中国の知的財産権発展総合指数の順位は2014年の第20位から第8位まで迅速に上昇され、平均毎年3位ほど上がっている。近年来、順位の上昇速度が穏やかになり、2018年は2017年より順位が1位上がったことが示されている。

Copyright (C) 2016 Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd . All Rights Reserved
TEL : 86-10-8809-1921 FAX : 86-10-8809-1920 E-mail : sanyou@sanyouip.com
住所 : 中国北京市西城区金融大街35号国際企業大廈A座16層 〒100033